

## 令和4年度第3回大規模小売店舗立地審議会議事録

日 時：令和4年12月7日（水）10時～11時20分  
場 所：徳島県職員会館 視聴覚室  
議 題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議  
「(仮称)ドラッグストア Mori 徳島鴨島店」の新設届出  
「(仮称)ドラッグストア Mori 国府店」の新設届出  
ホームセンターコーナン徳島藍住店の変更届出  
出席委員：奥嶋委員、名田委員、内田委員、稲倉委員、佐々木委員  
県出席者：(事務局) 商工労働観光部 企業支援課  
(大規模小売店舗立地連絡会員) 関係各課

### ■議題1

#### 「(仮称)ドラッグストア Mori 徳島鴨島店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委 員：敷地西側の騒音予測地点 d 付近にある平屋の民家は、店舗南の従業員駐車場の照明の影響を受けるのではないかと。

事務局：届出では光害を発生させないように配慮することとなっている。

委 員：影響がないよう対応していただきたい。

委 員：出入口Bの接面道路には交差点への右折専用車線があり、この右折専用車線を横切って右折で入庫するのは交通安全上、非常に問題がある。右折入庫禁止、左折出庫誘導の案内表示看板は、車両から、はっきりとわかるようなものを立てていただきたい。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、

①店舗南側の照明の光が住居に直接入らないよう対応すること

②出入口Bの案内表示看板は車両から明確に見えるようにすること

の2点を留意事項として付することとします。

→意見なしで終了

## ■議題2

### 「(仮称)ドラッグストアモリ国府店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：この店舗の荷さばき可能時間は24時間となっている。議題1の店舗との違いは何か。

事務局：議題1では荷さばき施設の近くに住居があるため、配慮して荷さばき時間を午前5時から午後10時までとしており、周辺環境が異なっている。

委員：騒音の夜間最大値が基準値を超えているが、周辺が農地であれば、夜間も荷さばき作業をしてもいいのか。

事務局：店舗には騒音規制法等の対象となる施設がないが、大規模小売店舗立地法により、周辺地域の生活環境保持のため、合理的な範囲での配慮を行うこととなっている。夜間騒音の最大値が敷地境界で基準値を超えているが、周辺に住居がないことから、夜間の荷さばき作業が周辺の生活環境に与える影響は少ないと考え、夜間に荷さばき作業を行う計画となっている。

委員：農地に住宅が建った場合はどうなるのか。

事務局：この地域は市街化調整区域であり、市街化が抑制されているため、住宅を建てるときには許可が必要となる。今後、住宅が建って苦情が発生した場合は、発生源対策を含め、誠意を持って対応することとなっている。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致します。

→意見なしで終了

■議題3

「ホームセンターコーナン徳島藍住店」の変更届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致します。

→意見なしで終了